

令和8年度 秋季「クリーンまつえ」運動

運動期間	令和8年10月10日(土) ~ 10月25日(日)
ボランティア袋 収集日	令和8年10月25日(日)に回収します。 ※当日朝8:30までに、指定の回収場所に集積してください。 8:30以降に集積された場合、当日の回収が行われないことがあります。 ※運動期間中に集積されたボランティア袋は、その都度回収は行いません。
土のう袋 収集日	溝の泥上げ作業実施後、概ね一週間程度で回収します。
回収場所削減の 協力依頼	距離が近い回収場所は、なるべくまとめていただき、回収場所を減らしていただくように、 公民館から参加団体に向けて周知をお願いします。
自己搬入を する場合	公民館を通して「協力車両証」を配布します。 「協力車両証」を申請する場合は、「クリーンまつえ計画書」に自治会名を記載してください。 ※「協力車両証」を持参した車両に限り、エコクリーン松江の事前予約は必要ありません。
ボランティア袋・ 土のう袋の配布	公民館を通して配布します。
実施の判断	「実施・中止・延期」の判断は参加団体をお願いします。 「中止」「延期」をされる場合は、リサイクル都市推進課(55-5678)へご連絡ください。

実施報告書	公民館を通して配布します。 実施後に公民館に提出してください。
収集できる ごみ	公共の場所の投げ捨てられたごみ (飲食料用の缶・ペットボトル・びん、吸いがら、紙くずなど)や 刈り取った草など。 溝泥(土のう袋に入れる量は半分程度としてください。)
収集できない ごみ ※ご注意ください	○ボランティア袋に入っていないもの(野積みの草など) ※ただし、一本あたりの長さが80センチ、直径が15センチ以内の枝木であれば、これらをしばった枝木の直径がおおむね50センチ以内にしていただくと、袋に入れずに出すことができます。 ○「県営住宅」「市営住宅」「マンション」及び「アパート」などの敷地内の除草作業で発生した枝木・草 ○「公園」「道路」「河川」など、愛護団の業務による除草作業で発生した枝木・草 ※処分方法は住宅管理者や担当部局にお問い合わせください。 ○家庭ごみ・事業所ごみ ○粗大ごみ(電気製品・家具類・自転車・タイヤなど) ○危険なもの(ガスボンベ、消火器、薬品、バッテリーなど) ※「粗大ごみ」や「危険なもの」を発見された場合は、リサイクル都市推進課へご連絡ください。
溝蓋 持ち上げ器	リサイクル都市推進課で貸し出しを行っています。 ※事前に予約が必要です。

※運動期間外に各団体で清掃活動が行われる場合は、リサイクル都市推進課へ「ボランティア清掃実施計画書」をご提出ください。回収日は提出時に協議します。
 松江市リサイクル都市推進課(啓発美化係) 電話55-5678 FAX55-5277